



学校賠償プラン



日新火災

'20年2月改定

(正式名称: 統合賠償責任保険)

教育活動を取りまく様々な賠償問題から生徒と学校を守る保険



《このような場合にお役に立ちます》

◎学校の法律上の損害賠償責任

学校の施設の使用・管理や教育活動の遂行に起因して、学校が生徒または第三者に損害をあたえた場合
(教職員の行為による学校の賠償責任を含みます。)

◎生徒個人の法律上の損害賠償責任

学校管理下中(教育活動、クラブ活動、校外教育等)に生徒が、他の生徒または第三者に損害をあたえた場合

◎教職員個人の法律上の損害賠償責任

学校の教育活動中に教育活動に直接起因しない教職員の個人行為(注)によって、生徒または第三者に損害をあたえた場合

◎外部協力者個人の法律上の損害賠償責任

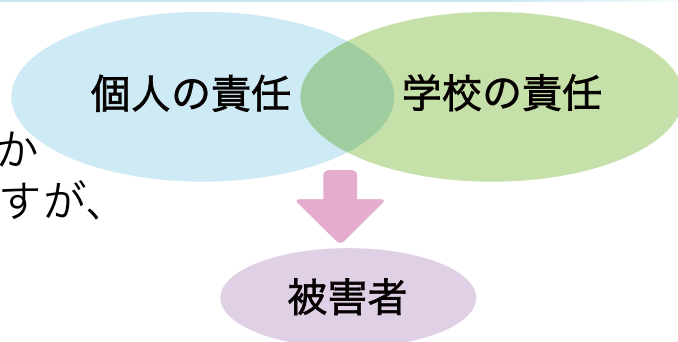
ゲストティーチャー等の外部の学校教育指導協力者が、生徒または第三者に損害をあたえた場合

(注) 学校管理下中における教職員の業務に直接関係のない(業務性のない)歩行、食事、放課後の個人的なスポーツなど日常生活上の行為をいいます。

ビジサポ学校賠償プラン 3つの特徴

I 個人の責任と学校の責任の両方をカバーします

通常の学校賠償保険では学校、教師の職務による行為の賠償リスクしか補償されていないケースがほとんどですが、実際の事故は、事故の形態により生徒個人（またはその親権者）も損害賠償責任を負うケースも多いのです。



※「個人の責任」と「学校の責任」が重なる部分は双方に責任がある場合を表現しています。

II 生徒が自校の建物等を破損させた場合を補償します

（学校に関する特則における追加特約）

生徒が偶然の事故により学校の所有、使用または管理する財物を損壊させた場合に補償します。
（生徒個人に責任がある場合に限ります）

※野球部の練習や試合中に打ったボールが校舎の窓を破った場合等は個人の責任ではないため補償対象外となります。



III 学校特有のリスクをカバーします

①職業体験にかかわる事故

職業体験において児童・生徒による賠償事故が原因で、職業体験の受入先事業所が賠償責任を負うケースに対応が可能となりました。

②学校でいじめやセクハラがあったとして発生する慰謝料

③教育活動遂行における外部協力員による賠償事故

④生徒による自転車の賠償事故

（自宅と学校の間、または部活動の試合会場等の合理的な経路に限ります）

⑤教職員による自転車の賠償事故

（自宅と学校の間、または業務遂行場所までの合理的な経路にかぎります。）

基本補償（Ⅰ施設業務特約）

施設業務特約は、日本国内における施設の管理や業務の遂行が原因となった、他人の身体の障害や財物の損壊等による損害賠償事故を補償します。
また、リース・レンタル財物、借用不動産、修理・保管等のために預かる他人の財物の損壊等についても、1回の事故につき1,000万円まで補償します。

施設のリスク

業務遂行のリスク

支払限度額 保険証券記載の支払限度額



野球部の練習中に打ったボールがフェンスを越えて駐車中の車を破損させてしまった



職場体験受入先の企業で教師が置き皿を割ってしまった



理科の実験中に器具の使用方法を誤って教えたために、生徒にケガをさせてしまった



家庭訪問に自転車に向かう途中に、よそ見をして子どもにぶつかりケガをさせてしまった

情報漏えい・ネットワーク事故補償

支払限度額 保険証券記載の支払限度額または3億円のいずれか低い額(事故対応の費用は1,000万円まで)



生徒の成績データが入ったUSBメモリを紛失し、外部に流出したとして損害賠償請求を受けた



情報漏えい事故後の対応について弁護士相談費用を支出した



体育の授業でサッカーをしていたところ、相手の顔面に蹴ったボールがあたり眼鏡を破損させた



テニスの部活動中にダブルスの相手とラケット同士がぶつかり破損させた

被害者見舞費用

支払限度額 身体の障害については1名につき10万円
財物の損害等については1事故10万円

保管(借用・受託)財物のリスク

支払限度額 保険証券記載の支払限度額または1,000万円のいずれか低い額(注1)



生徒から預かった携帯電話を誤って紛失してしまった



体育の授業中に教室に保管していた制服を盗難されてしまった



公民館から借りた TENT を先生が誤って破損させた



リースで借りているパソコンに誤ってコーヒーをこぼしてしまい破損させた

(注1) 自動車または原動機付自転車(他人から借用・リースしたもので作業場内および登録番号のないものを除きます。)、運送貨物の損壊等は補償されません。